

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5 - 210	商品陳列用具

対応する旧意匠分類			移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品	
F5 - 210	全	商品陳列用具	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
C2 - 191	置物ケース		
D6 - 53	壁取り付け棚		
D7 - 140	テーブル、机、カウンター		
D6 - 510	収納棚、載置台		
D6 - 510DB、DC	収納棚(斜め状棚あり)、(かご状棚あり)		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
売場台	商品陳列台	商品陳列用具	
定義			
<p>商品を販売するための陳列専用器具であって下位に該当分類のないもの。 見本を展示するための、展示台を含む。</p>			
<p>F5-210 登録 1172151 号 陳列台</p> 	<p>F5-210 登録 1165521 切花陳列器</p> 	<p>F5-210 登録 1165421 号 パンフレット用スタンド</p> 	
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
<p>車輛荷台設置型の展示台は、車輛用特殊部品として、G2 - 2910かG2 - 2914に含まれる。 パンフレットスタンド、パンフレット立ては、F5 - 210にまとめる。 単一かごの場合(F5 - 2105:商品陳列かご)、床置きでないもの(フック等で棚に固定するものなど)はF5 - 210に。 ボトルの積み重ね型陳列台を含む。この場合、包装用枠(F4 - 91100)との関係に注意。 F5 - 210台とF4 - 30 ~ 31(包装用台紙)&F4 - 924(包装用つり下げ具)との関係について 商品陳列用具(F5 - 210台)とは、商品を補充して、繰り返し使用される設備品であって、商品に付帯したままの状態の販売されるものは含まないし、陳列した商品完売の際には破棄されるものも含まない。 具体的には、 商品を補充して使用するもの - A: 商品保持部が切れ込み程度のもの、または浅い凹状のもの。 F4 - 30 ~ 31 - B: 商品保持部が金具型、袋型等のもの。 F5 - 2台 商品の宣伝陳列のための設備具として、陳列する商品を逐次交換して使用するもの。 F5 - 2台 商品を保持するもののうち、商品に付帯したままの状態の商品販売が行われるもの。 F4の各分類へ。 陳列した商品完売の際には破棄する、商品の綴じつけ用、または貼着用の台紙。 F4 - 30 ~ 31</p>			
過去に分類した物品の名称			
食品陳列皿	自転車陳列台	電気かみそり陳列台	